

《働きやすい職場風土改革、ワークライフバランスの推進を継続》

西日本総合コンサルタント(株)

平成21～22年度

- 西日本総合コンサルタント(株)では、平成21年7月に財団法人21世紀職業財団より「職場風土改革促進実施事業主」の指定を受け、平成21～22年度に職場風土改革に取り組み、社員の健康増進、仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）を推進し、魅力ある職場の実現にむけて実践を図ってきました。

現在も、継続してワーク・ライフ・バランス等の推進を実施しています。

- ① 続・ゆとりチャレンジ宣言チラシを社内イントラ掲示板、事務室入口（4ヶ所）掲示。（毎月第3水曜日をノー残業デー、家庭サービスデー）
- ② 毎週水曜の日勤務時間内17：15～17：30を職場環境整備（マイデスク、マイぞうきん、クリンデー）

平成23年度

- ボランティア休暇の創設（平成23年4月より）

平成24年度

- 社員の能力開発と資格取得の支援サポートとして、自発的な能力開発休暇の取り組み（キャリア形成促進助成金・平成24年7月）

- 「ワーク・ライフ・バランス推進モデル企業」に選定（平成24年度）

当社は、平成24年度に佐賀県雇用労働課から「ワーク・ライフ・バランス推進モデル企業」に選定され、「ワーク・ライフ・バランス推進モデル企業支援事業」（平成24年7月31日～平成25年3月31日）に取り組み、推進コンサルタント（社会保険労務士）の徳富利幸氏の助言・指導を受けながら、就業規則の見直し等を行いました。

- (ア) ノー残業デー（第三水曜日）の確保
- (イ) 小学校就学前の子の看護休暇を小学3年生まで、更に一子につき5日まで拡充する制度
- (ウ) 有給休暇の一斉付与（12/29を有給休暇の計画的付与日とする）
- (エ) 有給休暇の時間取得の拡充

平成25年度

■「パパママ“ファインティン”サポート事業所」に選定(平成25年度)

当社は、平成25年度も佐賀県雇用労働課から、子育てしやすい職場環境の整備を推進するための事業「パパママ“ファインティン”サポート事業所」として選定を受け、平成25年9月24日～平成26年3月31日まで、専門アドバイザー（社会保険労務士）の徳富利幸氏に「子育てしやすい職場環境づくり」の支援サポートをしていただいています。

◎佐賀県庁のPRテレビ番組『ミニ番組 418TV#019』で当社の取組を放映

この番組は、佐賀県庁が取り組む、ワークライフバランス、少子化対策としての「418（しあわせいっぱい）プロジェクト」を紹介する番組で、STSサガテレビ「418TV（しあわせいっぱいいていーびいー）」で「パパママ“ファインティン”サポート事業」の利用状況及び「子の看護休暇」についてテレビ取材を受け、平成26年2月20日(木)にSTSテレビで放映されました。

代表取締役へのインタビュー（福島社長）

（インタビュー） パパママ“ファインティン”サポート事業を利用したきっかけを教えてください。

（福島社長） 以前から、社員の仕事と子育ての両立は大切だと考え、様々な制度の充実を図ってきました。

昨年は、子の看護休暇の対象者を、子供が小学校就学前としていましたが、小学校3年生までに拡大しました。社員からは「子供の看病のために年休を消化していたので、看護休暇を利用できて助かる。」という声も聞かれました。

今回、パパママ“ファインティン”サポート事業を利用することで、さらに一歩進んだ子育て支援を検討できるのではないかと考えたからです。

（インタビュー） 今後、力を入れたい取り組みは何ですか。

（福島社長） 当社は従業員46人中、38名が男性と、従業員の80%以上を男性が占めるのですが、今まで男性が育児休業を取得ことはありません。

法律上は、女性と同様に育児休業を取ることができるのですが、現実的には、専門職であり代替社員がいないこと、また休業の期間は給料がでないことから、なかなか



取りづらいという状況にあります。

男性の育児休業を推進するため、何かできないか、担当の専門アドバイザーといっしょに検討していきたいと考えています。

社員へのインタビュー（副島 CALS 担当係長）

（インタビュー） 仕事と子育ての両立は大変だと思いますが、どのような工夫をされているのか、お話を聞かせてください。

（副島係長） 小学2年と5年の2人の子供がいるので、子供が熱を出して、休むことは良くあります。その際は、「子の看護休暇」制度を利用しています。当社では、年次有給休暇と同じように有給休暇ですし、時間単位で取得できるので、使い勝手が良く、助かっています。当社では、周りの社員さんの理解もあり、上司も声をかけてくれるので「両立支援制度」をうまく利用しながら、なんとか仕事を続けることができています。



■ 平成25年度・春の交通安全県民運動の実施(社員の交通安全立ち番)

平成25年4月6日（土）から4月15日（月）まで、「春の交通安全県民運動」が全国的に実施され、佐賀地区安全運転管理者連絡協議会の呼びかけで当社も4月8日から4月15日まで、社員の交通安全マナーを高めるために、各グループから2名の当番（総勢18名）を出して頂いて、朝7：55～8：25まで交通立ち当番を行いました。

当社は、久保泉工業団地の東側南縁にありますが、会社前には市道が通っており、結構に車の往来があります。

お陰様で、社員全員の協力によって交通安全県民運動期間中において無事故・無違反を達成することができました。

同様に、秋の交通安全県民運動H25.9.21～9.30)についても、社員の「交通安全立ち番」を行いました。



■ 平成25年度・第1回(春)安全運転講習会を開催

1. 開催目的

当社の安全運転管理規程に基づき、社員の交通ルール意識の再確認と、安心安全の意識

向上のために平成25年度第1回(春)安全運転講習会を東京海上日動火災保険株式会社の協力を得て、下記のとおり開催しました。

日時：平成25年5月28日 場所：当社・大会議室（2F）

なお、当社では、毎年、春と秋の2回、安全運転講習会を実施して、社員の安全運転に関する意識向上を図っています。（2回目は、平成25年12月10日に開催）

なお、今年度も、平成25年度・事業所対抗セーフティドライブチャレンジ100（H25.9.2～12.31）に安全運転の一環として、3チーム（15名）が参加しています。

2. 講習会概要

演題：追突事故防止のために ～セイフティ・アドバイス～

講師：東京海上日動火災保険株式会社 佐賀中央支社

営業担当 有森 ^{ひろまけ} 裕祐 氏

（追突事故の特徴）

- （1） 追突事故は全事故の約3割を占める最多発事故パターンです。
- （2） 駐停車車両への追突は、進行中車両への追突の6倍以上も多い。
- （3） 高速道路における車両相互事故のうち追突事故が7割以上を占める。
- （4） 追突の9割が直線道路で発生している。

3. 講習会内容

- ・ ビデオを使って講習会：上映後に質疑応答を行い交通事故、交通ルールの再確認を行った。社員の参加意識も高まったように感じられた。
- ・ 講習会の最後に、佐賀警察署管内の平成24年度交通事故・死亡事故10件について、パンフレットによって、安全管理者が説明。
- ・ 危険予知能力を高める。道路交通法の理解を深める。余裕を持ち5分前スタートを心がけて、安全運転に心がけて、交通事故に遭わない、起こさないようにしていく。



■ 救急救命講習会



(AED)を開催

当社は、社員等の健康管理等の意識高揚、突然の心肺停止などの事態に対処するために、平成25年2月にAEDを購入（レンタル）し設置しました。3月のAED設置に当たり、AED使用概要の説明会を開き、4月17日に、佐賀広域消防局から救急救命士7名に会社していただき、AEDを使った救急救命講習会を当社2階・大会議室で開催しました。

【講習概要】

- ① 救急救命・応急の基礎知識 パワーポイント（心肺停止・一次救命処置他）
- ② 救急処置（心肺蘇生）・・・班に分かれて実技講習

◎心配蘇生の手順

反応（意識）の確認—助けを呼ぶ—呼吸の確認—胸骨圧迫—人工呼吸（口対口人工呼吸）・気道確保—心配蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸）の継続

- ③ 救急処置（AED）

◎AEDの使用手順

AEDの到着と準備—AEDの電源を入れる—電極パットを貼る—心電図の解析—電気ショック—心肺蘇生の再開—AEDの手順と心肺蘇生の繰り返し

講習会終了後、36名は「普通救命講習修了証」をいただきました。



■ 社員の健康管理 「効果的なラジオ体操講習会」の開催

当社では、社員の健康管理のために午前8時20分からラジオ体操テープを社内一斉に流しているが、今回、佐賀市健康づくり課の「効果的なラジオ体操講習会」に応募し、12月2日の「12月初めの朝礼」の後に、「ラジオ体操講習会・出前講座」を行っていただいた。

ラジオ体操は、身体をまんべんなく動かすために必要な運動を組み合わせられてつくられた究極の全身運動です。講師の先生の話の後にラジオ体操実演を社員みんなで行い、終了後に、佐賀市長名の「ラジオ体操講習会修了証とバッチ」をいただいた。

このことで、現在、殆どの社員が、毎朝のラジオ体操を楽しく取り組んでいます。

(実施年月日：場所) 平成25年12月2日(月) 午前8時40分 当社大会議室
(講師) 佐賀県ラジオ体操連盟 理事長 今村 正博 先生



(体操講習会実技指導状況：今村先生指導)



(当社の毎朝のラジオ体操状況)

■ 「セクハラ・パワハラ予防対策研修会」の開催

当社では、セクハラ・パワハラの発生防止については、就業規則に明記し、別途に「セクシャルハラスメント防止規則」を定めています。しかし、近年、職場環境の急激、複雑な変化があり、職場、社員間でも人間関係が希薄化し、信頼関係が相当に変化してきており、セクハラ・パワハラ等の発生も危惧されるところです。

このため、セクハラとパワハラに関する研修を実施し、全社員が学び、社内啓発を図る目的で、今回、佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）へ出前講座を依頼して下記のとおり「セクハラ・パワハラ予防対策研修会」を開催しました。

(実施年月日) 平成25年12月11日(水) 午前9時～10時

(場所) 当社大会議室

(講師) NPOワーク&ライフサポート 代表 平井 秀彦先生

